



渡名喜村告示第29号
令和8年6月4日

渡名喜村長 桃原 優



一般競争入札の実施について

渡名喜村が発注する「令和8年度多用途住宅整備事業建築工事」について、一般競争入札（以下「入札」という。）に付するにあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び渡名喜村契約規則（平成31年規則第5号）第6条に基づき一般競争入札を次のとおり実施する。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和8年度多用途住宅整備事業建築工事
- (2) 工 事 場 所 渡名喜村1793番地
- (3) 工 期 契約締結日の翌日から令和9年3月25日（工期9ヵ月）
- (4) 入 札 方 法 郵便入札によるものとする
- (5) 予 定 価 格 公表（消費税及び地方消費税抜き）¥97,900,000-
- (6) 最低制限価格 有
- (7) 入札保証金 無
- (8) 契約保証金 無
- (9) 工 事 概 要 建築面積138.46m²、延床面積132.48m²
木造平屋建て

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札参加するものに必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（第1項）の規定に該当しない者。
- (2) 建設業法第3条第1項の規定による建築一式工事建設業許可（特定建設業）を受けている者であって、渡名喜村建設工事入札参加資格及び業者選定等に関する規程第5条第2項による令和7・8年度建設業者登録名簿に建築工事特A等級及びA級として登録されている者（会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしている者又は申立てがなされている者については、手続開始決定後、資格の再認定を受けている者。
- (3) 建設業法に基づく許可を得た者で、沖縄県内に本支店を有する者。
- (4) 入札参加資格確認申請日以前に3ヶ月以上の雇用関係がある1級建築施工管理

技士又はこれと同等以上の資格を有する者を本工事に専任で配置できる者。

(5) 入札参加資格確認申請期限日から、本工事の入札日までの間において、沖縄県の指名停止措置をうけていない者。

(6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

3 入札場所及び日時

(1) 場 所 渡名喜村役場 1階 応接間

(2) 日 時 令和8年6月29日(月曜日) 午後1時30分

4 入札参加資格の確認等

入札参加を希望する者は、別に配布する一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料(以下「資格確認資料」という。)を持参及び郵送により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ただし、郵送による提出の場合は、提出期限内に必着したものを有効とする。

(1) 資格確認資料の提出期限等

ア 期 間 令和8年6月4日から

令和8年6月18日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 時 間 午前8時30分から午後5時まで

ウ 場 所 渡名喜村役場経済課

エ 提出部数 1部

(2) 入札参加資格の確認結果通知

令和8年6月19日郵便等をもって通知する。

(3) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合、入札前までに、当該工事の主管課長に書面を持参して行わなければならない。

5 契約条項を示す掲載方法及び掲載期間

本工事に係る仕様書及び設計図書の掲載は次のとおり行う。

(1) 掲載方法 渡名喜村公式ホームページ

<http://www.vill.tonaki.okinawa.jp>

(2) 掲載期間

令和8年6月4日から

令和8年6月26日まで

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、渡名喜村契約規則第10条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合

においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

(ア)入札に参加しようとする者が保険会社との間に村を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ)入札に参加しようとする者が過去2年間に村、国若しくは公社、公団、公庫等の政府関係機関又は他の地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) (イ)に該当する者以外の者は、入札参加資格確認申請前に、当該工事の主管課長に紹介すること。

7 入札保証金の還付等

(1) 落札者の入札保証金は、渡名喜村契約規則第16条の定めるところにより、一般競争入札の入札保証金は、入札終了後、遅滞なく入札者に還付するものとする。ただし、落札者に対しては、本人の申出により、契約保証金の納付に振り替えることができる。

8 契約保証金

契約を結ぼうとする者は、渡名喜村契約規則第26条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。

但し、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者が确实と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払い金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除するものとする。

9 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 入札方法

入札者は、入札期間内に郵便により入札書を提出する。

(1) 提出期間 令和8年6月26日（金曜日）15時まで必着

(2) 提出先 渡名喜村1917番地の3 渡名喜村役場経済課

(3) 提出方法 一般書留、簡易書類又はレターパックの方法により提出すること。
入札書提出期限を過ぎて到着したものは無効とする。

- (4) 提出書類 ①入札書
②積算内訳書（任意様式）
③誓約書（暴力団非除関係）

- (5) その他 ①入札書は、工事名及び工事場所をこの告示の記載に従い記入すること。
②入札を希望しない場合には、参加しないことができるので入札辞退届けを郵便により提出すること。

1.1 落札

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち最低価格で入札した者を落札とする。
(2) 同価の入札をした業者が2社以上ある時はくじ引きで決定する。「くじ」は当該入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

1.2 入札に関する注意事項

- (1) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行う。なお、再度の入札は2回までとする。
(2) 入札者が1者となった場合は、その者の入札は有効とする。

1.3 工事費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札額に対応した工事費内訳の提出を求める。
工事費内訳書の提出ができない場合入札に参加できない。
(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。
(3) 工事費内訳書は返却しない。

1.4 入札の無効

本告示に示した入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格を確認された者であっても、確認後、沖縄県の指名停止措置を受け入札時において指名停止期間中である者は、入札に参加できない。

入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札、又はこれらが分明できない入札。

1.5 契約締結時期及び契約の効力発生時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。また、契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年渡名喜村条

例第18号) 第2条の規定による議会の議決があった旨を発注者が請負者に通知したとき効力を生ずるものとする。

1.6 その他

- (1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会 無
- (2) 資格確認資料ヒアリング 無
但し、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。
- (3) 提出された資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、また無断で使用することはしない。
- (4) 工期は、事情により変更することがある。
- (5) 落札者は、技術者を当該工事の現場に専任で配置すること。
- (6) 最低制限価格 有

1.7 問い合わせ先 渡名喜村役場経済課

〒901-3692 渡名喜村1917番地の3

担当者 桃原聡

TEL 098-989-2066 FAX 098-989-2197

Mail:s-toubaru@vill.tonaki.lg.jp